

2012年9月20日
一般財団法人アジア太平洋研究所

2010年度自治体の財政健全性に関する調査結果の概要

一般財団法人アジア太平洋研究所では、2010年度の自治体財政健全性の研究を実施しました。以下に調査研究結果の概要を紹介します。

狙いと手法

本研究の目的は、地方自治体の経常的な財政運営に着目して、その健全性および効率性に関する指標を作成し評価することである。そのために、全国の市町村の財政状況が統一した書式で公開されている総務省『市町村別決算状況調』から指標を計測し、各都市の財政運営の健全性を数値化する。

1 評価指標

自治体の財政運営における健全性を評価するため、プライマリーバランスの考え方を取り入れ、経常的な収支に着目した指標を作成した。具体的には、以下の手順で算出する。

まず収入総額から、地方債収入や積立金取崩し等および社会資本の建設のための国と都道府県からの支出金など、ストック関連の収入を差し引いて経常的な収入をとりだす。また歳出からも同様に公債費や積立金等、建設事業費を差し引く。それぞれを基礎的経常収入と基礎的経常支出と呼び、前者から後者を差し引いたものを基礎的経常収支とした。

以上の定義を式で表すと次のようになる。

$$\text{基礎的経常収支 I} = \text{基礎的経常収入} - \text{基礎的経常支出} \quad (1)$$

$$\text{基礎的経常収支 II} = \text{基礎的経常収支 I} - \text{地方交付税} \quad (2)$$

ただし、

基礎的経常収入 = 歳入総額 - (普通建設事業費への国庫支出金 + 都道府県支出金)

 - 地方債 - (公営企業貸付金元利収入 + 貸付金元利収入 + 積立金取崩)

基礎的経常支出 = 歳出総額 - 普通建設事業費 - 公債費 - 積立金

 - (投資及び出資金 + 貸付金)

である。基礎的経常収支は、各自治体が建設事業を除く経常的な行政サービスの提供を、健全な財政運営に基づいて展開しているかどうかを示す指標である。

(1) 式の「基礎的経常収支 I」は国からの地方交付税を含み、これが自治体の歳入水準を大きく左右している。したがって、国に依存しない自治体による財政運営のみをとりだして評価することはできない。そこで、歳入から地方交付税を除いた (2) 式の「基礎的経常収支 II」を計測する。基礎的経常収支 I が黒字で基礎的経常収支 II が赤字になる場合、当該地域は経済力が弱いために税収が少ないか、地域の社会的環境によって国に保障される行政需要が大きいということになる。

2000 年代に入り、三位一体改革などを通じて地方交付税の縮小も図られている。地方交付税に依存しない基礎的経常収支 II は、地方税の負担者である地域住民にとって重要な指標となる。

本研究における分析対象は、特別区を除いた全国 664 市（関西を除く）および関西 120 市である。なお、2007 年度に財政再建団体となった夕張市（現在は財政再生団体）、及び 2006 年度に建物売却等の収入が極端に大きくなった歌志内市は除いている。また積立金の算出に前年度と今年度の 2 年分の積立金残高のデータが必要となるため、前年度のデータが存在しない都市は対象から除外される。

2 基礎的経常収支の全国的な傾向

2000 年代に入り、地方財政全体の規模は圧縮されるようになった。多くの自治体は行政改革に取り組んでいる。また総務省の求めにより、2005 年度から 2009 年度を対象期間とした「集中改革プラン」に沿った改革も進められている。

図 1 に基礎的経常収支 I・II の全国的な傾向を示している。2001 年度以降、基礎的経常収支 I・II の全国平均値はともに低下傾向にあったが、2006 年度以降にやや持ち直している。しかしながら、リーマンショックによる世界的な不況の影響で地方税収が大きく落ち込んだこともあり、2009 年度以降は再び減少に転じている。ただし後述するように、2010 年度には、自動車産業が集積する地域を中心に落ち込みから脱却しているところも見られる。また 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響が懸念されるが、2010 年度については目立った影響は見られなかった*1。今後はこうした要因にも注視する必要がある。

*1 資料編(別紙)表 1、2 等を参照。なお本調査の対象には町村を含まない。

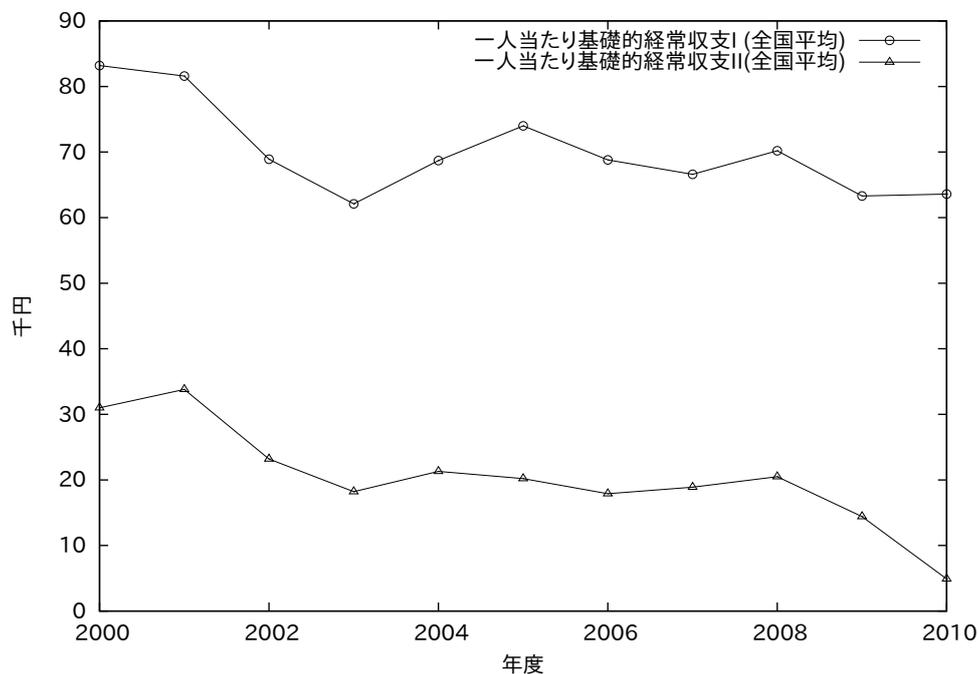


図1 一人当たり基礎的経常収支の推移

3 都市ランキング

基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱには、都市の規模による影響が大きく反映される。規模の大きな自治体は歳入も歳出もともに大きいため、その差額である収支規模も大きくなるからである。したがって規模の異なる都市間での比較を行う際には、この影響を考慮する必要がある。ここでは、それぞれの指標について人口1人当たりの金額を求め、その値を収支Ⅰ、収支Ⅱとして利用した。

2010年度について関西120市のうち上位60市の計測結果を表1と表2にまとめている*2。基礎的経常収支ⅠとⅡのどちらをみても、ともに上位にあるのは芦屋市である。歳入に地方交付税を含む基礎的経常収支Ⅰでは、上位に養父市、篠山市、南丹市、朝来市、淡路市など最近合併した市が並んでいることが特徴的である。他方、基礎的経常収支Ⅱでは、兵庫県や大阪府下の比較的的地方税収に恵まれている都市が上位に入っている。収支Ⅰと収支Ⅱの違いから、地方の財政運営が地方交付税に大きく依存している状況を見るこ

*2 ここで財政評価は、平均値および標準偏差から算出した相対評価であり、上位から順に6から1の6段階で示している。詳細についてはp.22補注を参照されたい。

とができる。

2010年度について、19の政令指定都市間で比較した結果が表3、表4である。基礎的経常収支Ⅰでは、神戸市が3位、大阪市が11位、京都市が16位、堺市が17位となっている。基礎的経常収支Ⅱでは、大阪市が8位、神戸市が13位、堺市が15位、そして京都市が17位という結果である。

表5および表6には、基礎的経常収支ⅠおよびⅡの全国784市のうち財政評価が5、6と高い都市を示している。表6を見ると、自動車産業が集積する中部地方の各都市において、リーマンショックからの持ち直しが見られる。例えば愛知県豊田市では前年度の90位から14位へと上昇している(財政評価は5のまま)。愛知県碧南市(216位→37位、財政評価4→5)、田原市(263位→47位、同4→5)も同様である。^{*3}

表1 基礎的経常収支Ⅰ(関西上位60市、2010年度)

関西 順位	全国 順位	都道府県	都市	収支Ⅰ	標準値	財政 評価	前年度 評価
1	6	兵庫県	養父市	238.37	3.62	6	6
2	23	京都府	南丹市	179.11	2.27	6	6
3	26	兵庫県	篠山市	175.75	2.19	6	6
4	37	奈良県	五條市	165.53	1.96	5	5
5	47	兵庫県	淡路市	159.15	1.81	5	5
6	61	兵庫県	朝来市	148.67	1.57	5	5
7	81	兵庫県	丹波市	139.37	1.36	5	5
8	85	兵庫県	芦屋市	136.96	1.30	5	5
9	95	兵庫県	南あわじ市	132.10	1.19	5	4
10	106	奈良県	宇陀市	128.56	1.11	5	4
11	109	兵庫県	洲本市	126.96	1.07	5	4
12	111	兵庫県	宍粟市	126.48	1.06	5	5
13	117	京都府	宮津市	123.64	1.00	4	5
14	118	滋賀県	長浜市	123.22	0.99	4	5
15	124	滋賀県	高島市	120.21	0.92	4	4
16	126	滋賀県	米原市	120.00	0.92	4	4
17	132	兵庫県	豊岡市	117.48	0.86	4	4
18	146	福井県	大野市	111.95	0.73	4	4
19	155	福井県	敦賀市	108.95	0.66	4	3
20	156	和歌山県	田辺市	108.86	0.66	4	4
21	175	京都府	京丹後市	104.55	0.56	4	5
22	187	京都府	福知山市	101.60	0.49	4	4
23	209	和歌山県	新宮市	98.00	0.41	4	4
24	219	福井県	小浜市	96.02	0.37	4	4
25	236	兵庫県	赤穂市	93.13	0.30	4	4
26	241	奈良県	御所市	91.94	0.27	4	3
27	249	和歌山県	有田市	89.82	0.22	4	3
28	250	和歌山県	紀の川市	89.81	0.22	4	4
29	251	兵庫県	加東市	89.69	0.22	4	4
30	272	京都府	綾部市	86.53	0.15	4	4
31	273	兵庫県	相生市	86.40	0.15	4	4
32	289	滋賀県	東近江市	83.62	0.08	4	3
33	303	福井県	勝山市	81.14	0.03	4	3
34	306	兵庫県	たつの市	80.73	0.02	4	3
35	321	滋賀県	守山市	78.35	-0.04	3	3

^{*3} 各都市は2009年度に地方税収を大きく落としている。詳細は総務省『市町村別決算状況調』等を参照。

関西 順位	全国 順位	都道府県	都市	収支 I	標準値	財政 評価	前年度 評価
36	328	兵庫県	姫路市	77.63	-0.05	3	3
37	335	福井県	越前市	77.22	-0.06	3	3
38	337	兵庫県	神戸市	77.06	-0.07	3	4
39	362	滋賀県	近江八幡市	73.96	-0.14	3	4
40	363	奈良県	葛城市	73.74	-0.14	3	3
41	367	京都府	舞鶴市	73.37	-0.15	3	3
42	368	和歌山県	海南市	73.25	-0.16	3	3
43	396	滋賀県	甲賀市	70.85	-0.21	3	3
44	469	奈良県	香芝市	62.12	-0.41	3	3
45	472	滋賀県	野洲市	61.96	-0.41	3	3
46	482	京都府	京田辺市	60.51	-0.45	3	3
47	483	和歌山県	御坊市	60.44	-0.45	3	3
48	488	福井県	鯖江市	59.90	-0.46	3	3
49	493	兵庫県	西脇市	59.59	-0.47	3	3
50	502	滋賀県	湖南市	59.02	-0.48	3	3
51	507	京都府	木津川市	58.68	-0.49	3	3
52	510	大阪府	箕面市	58.28	-0.50	3	3
53	519	京都府	亀岡市	57.55	-0.51	3	3
54	521	滋賀県	彦根市	57.44	-0.52	3	3
55	526	兵庫県	加西市	56.81	-0.53	3	3
56	530	福井県	あわら市	56.05	-0.55	3	3
57	541	大阪府	摂津市	54.85	-0.58	3	3
58	543	滋賀県	草津市	54.79	-0.58	3	3
59	553	兵庫県	三木市	53.58	-0.61	3	3
60	554	大阪府	池田市	53.56	-0.61	3	3

表 2 基礎的経常収支 II (関西上位 60 市、2010 年度)

関西 順位	全国 順位	都道府県	都市	収支 II	標準値	財政 評価	前年度 評価
1	4	兵庫県	芦屋市	102.10	2.17	6	6
2	5	福井県	敦賀市	101.59	2.16	6	5
3	40	大阪府	箕面市	52.59	1.34	5	5
4	42	大阪府	摂津市	51.92	1.33	5	5
5	50	滋賀県	栗東市	50.13	1.30	5	5
6	52	滋賀県	守山市	49.44	1.29	5	4
7	74	兵庫県	姫路市	41.69	1.16	5	5
8	92	滋賀県	草津市	36.82	1.07	5	4
9	99	大阪府	泉佐野市	35.10	1.05	5	3
10	105	大阪府	大阪市	34.46	1.03	5	5
11	115	大阪府	茨木市	31.99	0.99	4	4
12	126	大阪府	吹田市	30.77	0.97	4	4
13	132	兵庫県	西宮市	29.70	0.95	4	5
14	138	兵庫県	宝塚市	28.69	0.94	4	4
15	139	滋賀県	湖南市	28.38	0.93	4	4
16	159	兵庫県	神戸市	25.04	0.88	4	5
17	160	兵庫県	高砂市	24.93	0.88	4	4
18	162	大阪府	池田市	24.88	0.87	4	4
19	167	兵庫県	赤穂市	24.04	0.86	4	4
20	175	兵庫県	尼崎市	22.38	0.83	4	4
21	193	大阪府	豊中市	19.32	0.78	4	4
22	195	奈良県	生駒市	19.20	0.78	4	4
23	197	兵庫県	伊丹市	18.84	0.77	4	4
24	204	京都府	京田辺市	17.78	0.76	4	4
25	213	大阪府	高石市	16.25	0.73	4	4
26	216	大阪府	堺市	15.30	0.71	4	4
27	218	滋賀県	野洲市	14.76	0.70	4	4
28	231	兵庫県	加古川市	11.66	0.65	4	4

関西 順位	全国 順位	都道府県	都市	収支Ⅱ	標準値	財政 評価	前年度 評価
29	234	兵庫県	三田市	10.24	0.63	4	4
30	236	京都府	長岡京市	9.74	0.62	4	4
31	247	滋賀県	彦根市	8.80	0.61	4	4
32	249	京都府	舞鶴市	8.73	0.60	4	4
33	256	奈良県	香芝市	7.37	0.58	4	4
34	259	和歌山県	和歌山市	6.53	0.57	4	4
35	265	大阪府	高槻市	5.67	0.55	4	4
36	266	兵庫県	加東市	5.01	0.54	4	4
37	267	滋賀県	近江八幡市	4.88	0.54	4	4
38	268	福井県	福井市	4.81	0.54	4	4
39	273	大阪府	枚方市	4.02	0.53	4	4
40	274	大阪府	大阪狭山市	3.79	0.52	4	4
41	278	大阪府	交野市	3.13	0.51	4	4
42	279	兵庫県	明石市	2.98	0.51	4	4
43	281	大阪府	大東市	2.83	0.51	4	4
44	294	福井県	越前市	0.47	0.47	4	4
45	300	滋賀県	大津市	-1.13	0.44	4	4
46	303	京都府	京都市	-1.77	0.43	4	4
47	312	大阪府	泉南市	-3.86	0.39	4	4
48	313	福井県	鯖江市	-3.98	0.39	4	4
49	314	奈良県	橿原市	-4.10	0.39	4	4
50	316	京都府	宇治市	-4.22	0.39	4	4
51	320	和歌山県	岩出市	-4.90	0.38	4	4
52	321	滋賀県	甲賀市	-5.80	0.36	4	4
53	330	奈良県	大和郡山市	-8.57	0.31	4	4
54	336	兵庫県	川西市	-10.64	0.28	4	4
55	340	大阪府	泉大津市	-12.86	0.24	4	4
56	343	大阪府	八尾市	-13.17	0.24	4	4
57	344	大阪府	寝屋川市	-13.18	0.24	4	4
58	348	大阪府	和泉市	-14.07	0.22	4	4
59	350	京都府	向日市	-14.28	0.22	4	4
60	351	滋賀県	東近江市	-14.34	0.22	4	4

表3 基礎的經常収支Ⅰ(政令指定都市19市、2010年度)

政令市 順位	全国 順位	都道府県	都市	収支Ⅰ	標準値	財政 評価	前年度 評価
1	320	岡山県	岡山市	78.39	-0.04	3	3
2	322	福岡県	福岡市	78.20	-0.04	3	4
3	337	兵庫県	神戸市	77.06	-0.07	3	4
4	343	静岡県	静岡市	75.85	-0.10	3	3
5	355	静岡県	浜松市	74.70	-0.12	3	4
6	426	福岡県	北九州市	67.08	-0.30	3	3
7	466	神奈川県	川崎市	62.60	-0.40	3	3
8	479	神奈川県	横浜市	61.33	-0.43	3	3
9	538	埼玉県	さいたま市	55.14	-0.57	3	3
10	551	愛知県	名古屋市	53.64	-0.60	3	3
11	555	大阪府	大阪市	53.36	-0.61	3	3
12	557	広島県	広島市	53.13	-0.62	3	3
13	571	北海道	札幌市	52.29	-0.63	3	3
14	587	新潟県	新潟市	50.46	-0.68	3	3
15	597	宮城県	仙台市	49.57	-0.70	3	3
16	642	京都府	京都市	45.53	-0.79	3	3
17	652	大阪府	堺市	44.45	-0.81	3	3
18	688	神奈川県	相模原市	38.90	-0.94	3	3
19	706	千葉県	千葉市	37.11	-0.98	3	3

表4 基礎的經常収支Ⅱ(政令指定都市19市、2010年度)

政令市 順位	全国 順位	都道府県	都市	収支Ⅱ	標準値	財政 評価	前年度 評価
1	21	神奈川県	川崎市	62.13	1.50	5	5
2	32	神奈川県	横浜市	56.91	1.41	5	5
3	36	静岡県	静岡市	54.92	1.38	5	5
4	44	愛知県	名古屋市	51.51	1.32	5	5
5	45	埼玉県	さいたま市	50.82	1.31	5	5
6	57	福岡県	福岡市	47.44	1.25	5	5
7	62	静岡県	浜松市	45.37	1.22	5	5
8	105	大阪府	大阪市	34.46	1.03	5	5
9	108	神奈川県	相模原市	33.23	1.01	5	4
10	118	千葉県	千葉市	31.74	0.99	4	5
11	140	岡山県	岡山市	27.64	0.92	4	4
12	155	宮城県	仙台市	25.24	0.88	4	4
13	159	兵庫県	神戸市	25.04	0.88	4	5
14	209	広島県	広島市	16.68	0.74	4	4
15	216	大阪府	堺市	15.30	0.71	4	4
16	258	福岡県	北九州市	6.62	0.57	4	4
17	303	京都府	京都市	-1.77	0.43	4	4
18	306	北海道	札幌市	-1.85	0.43	4	4
19	331	新潟県	新潟市	-8.89	0.31	4	4

表5 基礎的經常收支 I(全国上位、2010 年度)

順位	地域	都道府県	都市	収支 I	標準値	財政 評価	前年度 評価	前年度 順位
1	九州	長崎県	対馬市	299.57	5.02	6	6	3
2	四国	徳島県	三好市	299.27	5.02	6	6	1
3	九州	長崎県	西海市	263.96	4.21	6	6	18
4	中国	岡山県	新見市	255.78	4.02	6	6	2
5	中部	新潟県	佐渡市	250.90	3.91	6	6	15
6	関西	兵庫県	養父市	238.37	3.62	6	6	6
7	中国	岡山県	美作市	232.99	3.50	6	6	16
8	九州	大分県	竹田市	223.46	3.28	6	6	19
9	九州	大分県	豊後大野市	221.14	3.23	6	6	8
10	中国	広島県	庄原市	214.35	3.07	6	6	10
11	中部	山梨県	北杜市	199.19	2.73	6	5	34
12	中国	島根県	雲南市	198.53	2.71	6	6	13
13	中部	石川県	輪島市	197.13	2.68	6	6	4
14	九州	長崎県	壱岐市	194.49	2.62	6	6	9
15	中部	岐阜県	高山市	194.49	2.62	6	6	12
16	九州	宮崎県	国東市	191.06	2.54	6	6	25
17	中部	岐阜県	郡上市	189.63	2.51	6	6	23
18	中部	富山県	南砺市	189.30	2.50	6	6	24
19	中国	広島県	三次市	188.68	2.49	6	6	26
20	中部	岐阜県	飛騨市	185.51	2.41	6	6	7
21	中部	新潟県	魚沼市	182.85	2.35	6	6	29
22	中国	岡山県	真庭市	179.62	2.28	6	6	20
23	関西	京都府	南丹市	179.11	2.27	6	6	33
24	中部	石川県	珠洲市	176.92	2.22	6	5	63
25	中部	岐阜県	恵那市	175.82	2.19	6	5	53
26	関西	兵庫県	篠山市	175.75	2.19	6	6	21
27	九州	大分県	豊後高田市	175.04	2.17	6	5	62
28	中国	岡山県	高梁市	171.35	2.09	6	6	32
29	北海道	北海道	紋別市	170.67	2.07	6	5	41
30	九州	長崎県	雲仙市	169.95	2.06	6	5	38
31	九州	熊本県	南島原市	168.51	2.03	6	6	30
32	中国	広島県	安芸高田市	168.13	2.02	6	5	51
33	関東	千葉県	南房総市	167.45	2.00	6	5	69
34	九州	長崎県	五島市	166.72	1.98	5	6	27
35	北海道	北海道	砂川市	166.64	1.98	5	5	42
36	中国	島根県	大田市	166.21	1.97	5	5	48
37	関西	奈良県	五條市	165.53	1.96	5	5	119
38	東北	宮城県	栗原市	164.08	1.92	5	5	40
39	九州	長崎県	平戸市	163.40	1.91	5	5	54
40	中国	山口県	萩市	163.00	1.90	5	5	68
41	四国	高知県	香美市	162.91	1.90	5	5	49
42	中部	長野県	飯山市	161.54	1.87	5	5	45
43	四国	愛媛県	大洲市	161.01	1.85	5	5	56
44	東北	岩手県	八幡平市	160.75	1.85	5	6	28
45	四国	高知県	安芸市	159.86	1.83	5	6	31
46	九州	福岡県	八女市	159.70	1.82	5	6	5
47	関西	兵庫県	淡路市	159.15	1.81	5	5	61
48	東北	岩手県	遠野市	159.10	1.81	5	5	35
49	九州	鹿児島県	南さつま市	158.35	1.79	5	5	108
50	東北	青森県	平川市	158.20	1.79	5	5	83
51	九州	大分県	杵築市	157.44	1.77	5	5	71
52	九州	長崎県	松浦市	156.77	1.76	5	6	11
53	九州	沖縄県	宮古島市	155.53	1.73	5	5	59
54	北海道	北海道	深川市	154.85	1.71	5	6	22

順位	地域	都道府県	都市	収支 I	標準値	財政 評価	前年度 評価	前年度 順位
55	北海道	北海道	留萌市	153.39	1.68	5	5	57
56	九州	熊本県	上天草市	151.94	1.65	5	5	110
57	九州	大分県	佐伯市	151.00	1.62	5	5	75
58	北海道	北海道	三笠市	150.56	1.61	5	5	37
59	中部	長野県	大町市	150.24	1.61	5	5	82
60	九州	鹿児島県	奄美市	148.68	1.57	5	5	120
61	関西	兵庫県	朝来市	148.67	1.57	5	5	58
62	四国	高知県	香南市	146.83	1.53	5	5	39
63	中部	岐阜県	下呂市	146.15	1.51	5	5	67
64	九州	熊本県	玉名市	145.63	1.50	5	3	333
65	東北	福島県	田村市	144.72	1.48	5	5	64
66	中部	新潟県	糸魚川市	144.51	1.48	5	5	104
67	中部	新潟県	妙高市	144.40	1.47	5	5	114
68	中国	広島県	江田島市	144.04	1.47	5	5	70
69	東北	秋田県	由利本荘市	143.81	1.46	5	5	36
70	中国	島根県	安来市	143.24	1.45	5	5	65
71	九州	鹿児島県	西之表市	142.14	1.42	5	5	52
72	九州	鹿児島県	垂水市	142.02	1.42	5	4	129
73	東北	青森県	つがる市	141.71	1.41	5	5	92
74	北海道	北海道	赤平市	141.41	1.41	5	6	17
75	東北	秋田県	仙北市	141.11	1.40	5	5	47
76	四国	愛媛県	西予市	140.57	1.39	5	5	44
77	四国	徳島県	美馬市	140.08	1.37	5	5	90
78	九州	鹿児島県	いちき串木野市	139.79	1.37	5	5	80
79	九州	鹿児島県	伊佐市	139.43	1.36	5	5	91
80	関東	千葉県	印西市	139.38	1.36	5	5	101
81	関西	兵庫県	丹波市	139.37	1.36	5	5	118
82	中部	新潟県	十日町市	138.08	1.33	5	6	14
83	中部	三重県	熊野市	137.96	1.33	5	5	43
84	中部	静岡県	御前崎市	137.72	1.32	5	5	50
85	関西	兵庫県	芦屋市	136.96	1.30	5	5	98
86	中部	新潟県	柏崎市	135.65	1.27	5	5	86
87	九州	熊本県	天草市	135.35	1.27	5	5	74
88	北海道	北海道	網走市	134.46	1.25	5	5	73
89	中国	島根県	浜田市	134.40	1.24	5	5	107
90	北海道	北海道	美唄市	133.45	1.22	5	5	84
91	中部	石川県	七尾市	133.31	1.22	5	5	88
92	九州	福岡県	宮若市	133.02	1.21	5	4	136
93	四国	高知県	室戸市	132.92	1.21	5	4	146
94	東北	岩手県	一関市	132.23	1.19	5	5	111
95	関西	兵庫県	南あわじ市	132.10	1.19	5	4	127
96	東北	秋田県	北秋田市	130.80	1.16	5	5	55
97	四国	愛媛県	八幡浜市	130.64	1.16	5	4	234
98	中国	山口県	美祢市	130.49	1.16	5	5	79
99	東北	岩手県	二戸市	130.48	1.15	5	5	76
100	四国	高知県	土佐清水市	130.25	1.15	5	5	117
101	北海道	北海道	士別市	129.58	1.13	5	5	78
102	九州	鹿児島県	南九州市	129.33	1.13	5	5	95
103	九州	鹿児島県	薩摩川内市	128.98	1.12	5	5	72
104	九州	鹿児島県	霧島市	128.84	1.12	5	5	112
105	四国	徳島県	阿波市	128.65	1.11	5	4	137
106	関西	奈良県	宇陀市	128.56	1.11	5	4	140
107	中部	三重県	いなべ市	127.94	1.10	5	4	217
108	北海道	北海道	名寄市	127.35	1.08	5	5	66
109	関西	兵庫県	洲本市	126.96	1.07	5	4	130
110	九州	鹿児島県	曾於市	126.67	1.07	5	5	99

順位	地域	都道府県	都市	収支 I	標準値	財政 評価	前年度 評価	前年度 順位
111	関西	兵庫県	宍粟市	126.48	1.06	5	5	122
112	北海道	北海道	稚内市	125.88	1.05	5	4	230
113	九州	大分県	日田市	125.70	1.05	5	5	94
114	中国	山口県	長門市	125.40	1.04	5	5	100
115	九州	鹿児島県	日置市	124.84	1.03	5	5	121
116	九州	鹿児島県	志布志市	124.71	1.02	5	4	193

表 6 基礎的経常収支 II (全国上位、2010 年度)

順位	地域	都道府県	都市	収支 II	標準値	財政 評価	前年度 評価	前年度 順位
1	中部	静岡県	御前崎市	119.87	2.46	6	6	1
2	中部	愛知県	刈谷市	113.69	2.36	6	6	4
3	関東	千葉県	印西市	112.69	2.34	6	6	6
4	関西	兵庫県	芦屋市	102.10	2.17	6	6	5
5	関西	福井県	敦賀市	101.59	2.16	6	5	21
6	中部	静岡県	裾野市	99.98	2.13	6	6	2
7	中部	三重県	亀山市	99.95	2.13	6	6	3
8	関東	千葉県	成田市	95.27	2.05	6	5	16
9	中部	静岡県	御殿場市	92.00	2.00	5	5	14
10	中部	愛知県	東海市	87.08	1.92	5	5	11
11	中部	静岡県	熱海市	84.47	1.87	5	5	22
12	関東	千葉県	浦安市	82.39	1.84	5	5	12
13	中部	愛知県	安城市	78.29	1.77	5	5	15
14	中部	愛知県	豊田市	73.02	1.68	5	5	90
15	関東	埼玉県	戸田市	72.59	1.67	5	5	10
16	関東	東京都	武蔵野市	71.71	1.66	5	5	7
17	中部	愛知県	大府市	69.87	1.63	5	5	32
18	中部	静岡県	湖西市	67.47	1.59	5	5	8
19	中部	愛知県	みよし市	63.59	1.52	5	-	-
20	中部	三重県	いなべ市	62.99	1.51	5	5	87
21	関東	神奈川県	川崎市	62.13	1.50	5	5	20
22	中部	愛知県	小牧市	60.81	1.48	5	5	13
23	関東	茨城県	神栖市	60.73	1.47	5	5	72
24	中部	静岡県	掛川市	60.29	1.47	5	5	37
25	中部	静岡県	焼津市	59.90	1.46	5	5	33
26	関東	神奈川県	海老名市	58.99	1.45	5	5	46
27	関東	千葉県	市原市	58.82	1.44	5	5	39
28	関東	神奈川県	藤沢市	58.74	1.44	5	5	23
29	関東	栃木県	真岡市	58.14	1.43	5	5	34
30	関東	茨城県	守谷市	57.07	1.41	5	5	9
31	九州	佐賀県	鳥栖市	57.05	1.41	5	5	95
32	関東	神奈川県	横浜市	56.91	1.41	5	5	19
33	中部	岐阜県	各務原市	56.26	1.40	5	5	28
34	中部	静岡県	富士市	55.73	1.39	5	5	26
35	中部	愛知県	常滑市	55.13	1.38	5	5	25
36	中部	静岡県	静岡市	54.92	1.38	5	5	31
37	中部	愛知県	碧南市	54.51	1.37	5	4	216
38	中国	広島県	大竹市	53.57	1.35	5	5	61
39	中部	三重県	四日市市	52.99	1.34	5	5	27
40	関西	大阪府	箕面市	52.59	1.34	5	5	69
41	関東	茨城県	つくば市	52.46	1.34	5	5	51
42	関西	大阪府	摂津市	51.92	1.33	5	5	49
43	関東	埼玉県	川口市	51.68	1.32	5	5	47
44	中部	愛知県	名古屋市	51.51	1.32	5	5	29
45	関東	埼玉県	さいたま市	50.82	1.31	5	5	54

順位	地域	都道府県	都市	収支Ⅱ	標準値	財政 評価	前年度 評価	前年度 順位
46	関東	埼玉県	和光市	50.69	1.31	5	5	50
47	中部	愛知県	田原市	50.46	1.30	5	4	263
48	中部	愛知県	蒲都市	50.45	1.30	5	5	18
49	中部	新潟県	柏崎市	50.33	1.30	5	5	52
50	関西	滋賀県	栗東市	50.13	1.30	5	5	17
51	関東	千葉県	市川市	49.66	1.29	5	5	74
52	関西	滋賀県	守山市	49.44	1.29	5	4	173
53	関東	埼玉県	八潮市	48.88	1.28	5	5	63
54	四国	徳島県	阿南市	48.88	1.28	5	5	111
55	中部	愛知県	岡崎市	48.73	1.27	5	5	44
56	関東	神奈川県	鎌倉市	48.21	1.26	5	5	83
57	九州	福岡県	福岡市	47.44	1.25	5	5	45
58	中部	愛知県	半田市	46.46	1.24	5	5	41
59	中部	愛知県	豊橋市	46.41	1.23	5	5	35
60	中部	愛知県	豊川市	46.21	1.23	5	5	60
61	中部	静岡県	牧之原市	45.64	1.22	5	4	244
62	中部	静岡県	浜松市	45.37	1.22	5	5	43
63	関東	東京都	立川市	44.52	1.20	5	5	30
64	関東	千葉県	柏市	44.47	1.20	5	5	57
65	関東	茨城県	鹿嶋市	44.22	1.20	5	5	24
66	中国	広島県	東広島市	43.87	1.19	5	5	40
67	九州	大分県	大分市	43.58	1.19	5	5	64
68	中部	静岡県	沼津市	43.55	1.19	5	5	48
69	中部	愛知県	西尾市	43.00	1.18	5	5	42
70	関東	栃木県	宇都宮市	42.79	1.17	5	5	71
71	中部	静岡県	磐田市	42.77	1.17	5	5	91
72	関東	栃木県	小山市	42.65	1.17	5	5	62
73	中部	岐阜県	岐阜市	41.99	1.16	5	5	93
74	関西	兵庫県	姫路市	41.69	1.16	5	5	59
75	関東	千葉県	袖ヶ浦市	41.34	1.15	5	5	102
76	中部	愛知県	春日井市	41.27	1.15	5	5	94
77	関東	神奈川県	厚木市	40.90	1.14	5	4	169
78	中部	静岡県	富士宮市	40.88	1.14	5	5	86
79	中部	静岡県	藤枝市	40.45	1.13	5	5	65
80	関東	東京都	稲城市	40.09	1.13	5	5	58
81	関東	神奈川県	小田原市	39.93	1.13	5	5	73
82	関東	東京都	東京府中市	39.86	1.12	5	5	53
83	関東	神奈川県	南足柄市	39.85	1.12	5	4	152
84	関東	千葉県	八千代市	38.98	1.11	5	5	79
85	関東	埼玉県	吉川市	38.62	1.10	5	4	125
86	関東	東京都	調布市	37.91	1.09	5	5	67
87	関東	埼玉県	狭山市	37.50	1.09	5	5	107
88	関東	東京都	多摩市	37.43	1.08	5	5	76
89	関東	神奈川県	平塚市	37.35	1.08	5	5	99
90	関東	東京都	国分寺市	37.26	1.08	5	5	55
91	中部	石川県	金沢市	37.14	1.08	5	5	84
92	関西	滋賀県	草津市	36.82	1.07	5	4	135
93	関東	埼玉県	越谷市	36.50	1.07	5	5	96
94	関東	栃木県	さくら市	36.48	1.07	5	5	113
95	四国	愛媛県	四国中央市	36.37	1.07	5	4	168
96	関東	神奈川県	綾瀬市	36.29	1.07	5	5	80
97	中部	愛知県	日進市	35.74	1.06	5	5	81
98	中部	岐阜県	大垣市	35.17	1.05	5	4	127
99	関西	大阪府	泉佐野市	35.10	1.05	5	3	427
100	関東	栃木県	那須塩原市	35.08	1.04	5	4	197
101	関東	千葉県	佐倉市	35.04	1.04	5	5	115

順位	地域	都道府県	都市	収支Ⅱ	標準値	財政 評価	前年度 評価	前年度 順位
102	中部	静岡県	袋井市	34.91	1.04	5	5	98
103	関東	東京都	小金井市	34.88	1.04	5	5	97
104	中部	愛知県	知立市	34.70	1.04	5	5	77
105	関西	大阪府	大阪市	34.46	1.03	5	5	36
106	中国	山口県	下松市	33.70	1.02	5	4	145
107	中部	愛知県	弥富市	33.53	1.02	5	4	123
108	関東	神奈川県	相模原市	33.23	1.01	5	4	139
109	中部	三重県	鈴鹿市	33.18	1.01	5	4	154
110	関東	神奈川県	大和市	33.15	1.01	5	5	109
111	中部	愛知県	犬山市	33.11	1.01	5	5	70
112	関東	千葉県	習志野市	33.07	1.01	5	5	116
113	中部	静岡県	三島市	32.99	1.01	5	5	108

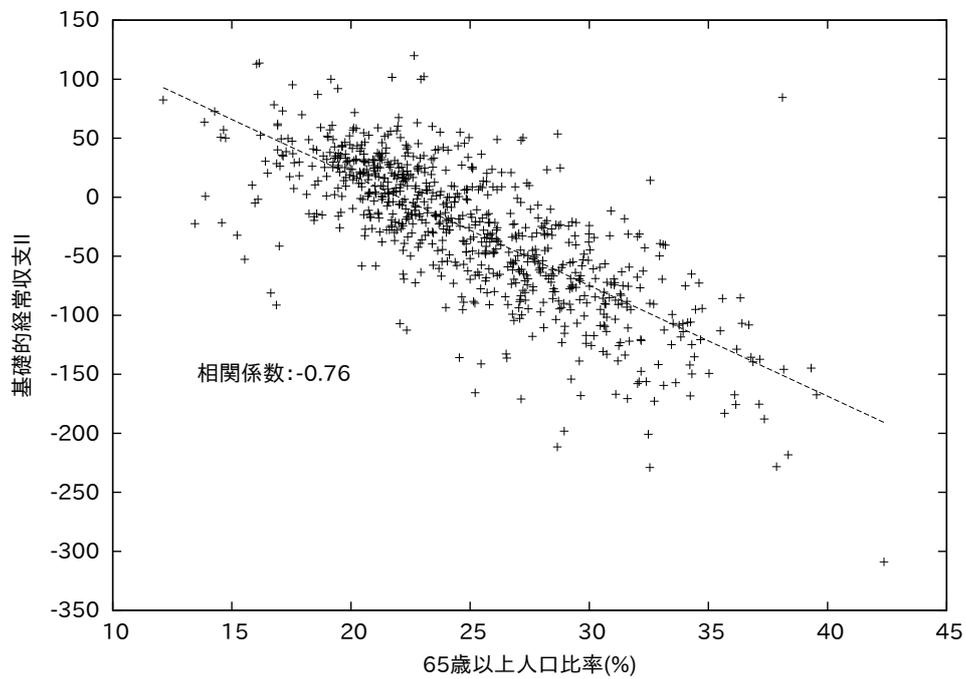
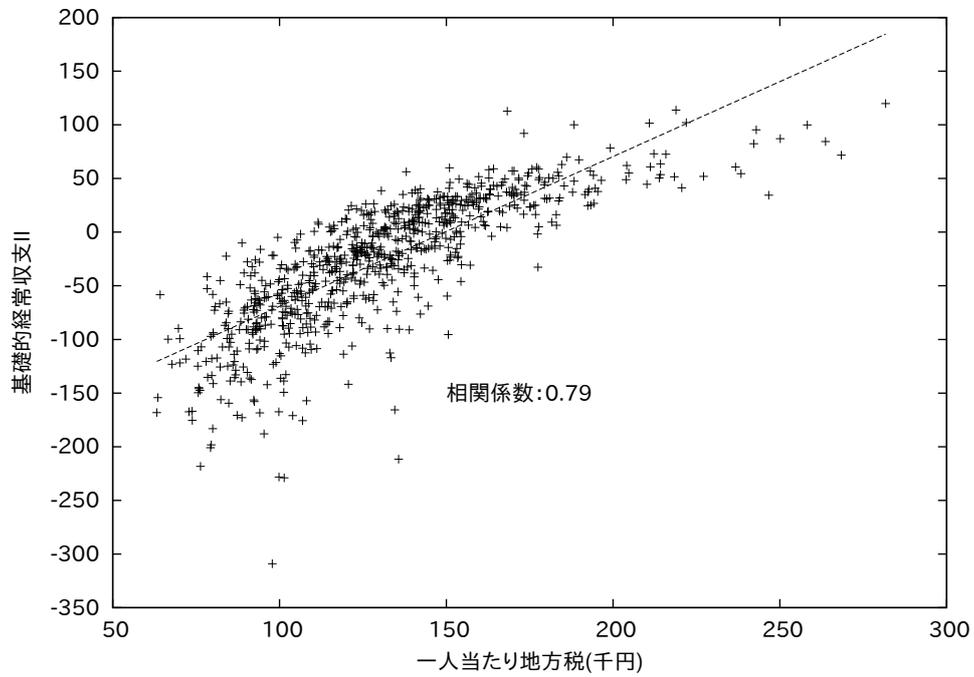
4 地方税収と高齢化度による都市分類と財政評価

自治体の財政状況は、財政運営の進め方だけではなく、制度的な枠組みや地域を取り巻く社会的、経済的環境にも大きな影響を受ける。都市に共通する制度的な枠組みの影響は自治体に等しく及ぶが、社会的、経済的環境による影響は自治体によって異なる。これまでの計測結果では、自治体が直面する環境等は考慮していない。つまり、収支が上位にあっても、環境が恵まれているためなのか、環境が悪い中で良好な収支バランスを維持しているのかまではわからない。

そこで以下では、基礎的経常収支Ⅱと環境的な要因との関連から、財政運営の健全性を評価する。財政に対して影響を及ぼす要因には、さまざまな指標が考えられる。ここでは、想定されるいくつかの指標について基礎的経常収支Ⅱとの相関を求め、その結果をふまえて、収入面から地方税収を、支出面から高齢者（65歳以上の人口）の比率を採用した（図2）。図3は、1人当たり地方税と65歳以上人口比率の全国平均値を基準として全都市を4つに分類したものである。グループ(1)は、1人当たり地方税が全国平均値を上回り、65歳以上人口比率も全国平均値を上回っていることを条件とした。つまり、経済力は強いが、高齢化が進んでいる都市である。このグループに属するのは、関西を除く全国では69都市（10.4%）、関西では14都市（11.7%）であった。

グループ(2)は、1人当たり地方税は全国平均値を上回るが、65歳以上人口比率は全国平均値を下回っていることを条件とした。つまり、経済力が強く、しかも高齢化の進展があまりない都市である。このグループに属するのは、全国227都市（34.2%）であった。関西は55都市（45.8%）で、約半数がここに属する。

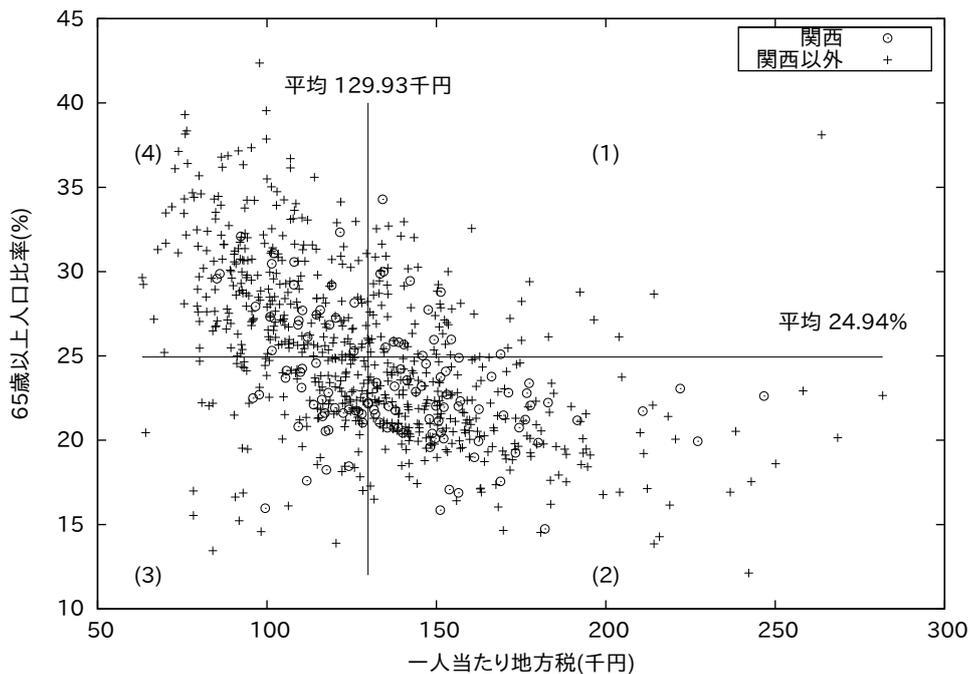
グループ(3)は、1人当たり地方税が全国平均値より低く、65歳以上人口比率も全国平均値より低い都市である。つまり、経済力は弱い、高齢化が進んでいない都市である。このグループに属するのは、全国112都市（16.9%）、関西29都市（24.2%）である。



(資料) 総務省「市町村別決算状況調」「国勢調査報告」より作成

図2 基礎的経常収支Ⅱと地方税・高齢化率の相関

グループ(4)は、1人当たり地方税が全国平均値を下回り、65歳以上人口比率は全国平均値を上回ることを条件とした。つまり、経済力も弱く、高齢化も進んでいる都市ということである。これに該当するのは、全国256都市(38.6%)、関西22都市(18.3%)である。全国的な傾向に対し、関西ではグループ(2)の割合が比較的高く、グループ(4)の割合が比較的低い。関西は財政を取り巻く環境として、比較的恵まれた地域が多いといえる。



(資料) 総務省「市町村別決算状況調査」「国勢調査報告」より作成

図3 1人当たり地方税と65歳以上人口比率による都市分類

5 非裁量要因を考慮した財政評価

前節では、1人当たりの地方税収と65歳以上の高齢者比率を財政収支に影響を及ぼす要因として考慮し、都市の状況を見た。本節では、この2つの要因を地方自治体の裁量によらない財政運営の環境変数とみなし、非裁量的要因による影響を取り除いたうえで、各自治体の財政運営を評価する。

まず、基礎的経常収支Ⅱを非裁量的要因を説明変数として回帰式を求めると、以下のよ

うな結果になった。

$$Y = -6.75 + 0.95X_1 - 5.79X_2$$

(-0.73) (27.86) (-24.15) 自由度修正済決定係数 = 0.79

- Y : 1人当たり基礎的経常収支Ⅱ (千円)
- X₁ : 1人当たり地方税 (千円) X₂ : 65歳以上人口比率 (%)

基礎的経常収支Ⅱに対し、1人当たり地方税収はプラスに、高齢者比率はマイナスに影響している。収支の大きさは、この2つの要因によってほぼ説明されている。

次に各自治体について、回帰式に一人当たり税収と高齢者比率の値を代入して、基礎的経常収支Ⅱの推計値を求める。これが基礎的経常収支のうち、各自治体の裁量によらない経済的、社会的環境によって説明される部分となる。実際の値がこの推計値を上回っていれば、その都市は、環境要因では説明がつかない、何らかの健全な財政運営を展開していると評価できる。以下ではこの差をもとに、各都市の財政運営を評価する。この手法を用いると、基礎的経常収支がマイナスであっても、主な原因が地方税収が少ないことや高齢化であり、さらに自治体が健全な財政運営に努めていれば、高い評価が得られる。

非裁量的要因を取り除いた財政評価を、関西について表7に、全国について表8、表9にまとめている。関西では、全国的な傾向と比較すると高評価の都市が少ない。関西を除く全国では評価5・6の都市が93市(14.0%)であるのに対し、関西では評価5の都市が綾部市、敦賀市、芦屋市、洲本市の4市(3.3%)のみとなった。

ここで作成した指標は、地方税、高齢者比率という比較的単純化した指標のもとに、一般的な傾向として求められる収支と現実の収支の値とを比較することで、各自治体の財政運営を検証する一助となるものである。合併等による一時的な収支への影響は排除されていないため、若干の留意は必要であるが、すでに一部自治体ではこの指標を取り入れた分析も行われている。

表7 非裁量的要因を考慮した財政評価(関西、2010年度)

評価	前年度	都道府県	都市	地方税	高齢化率	標準残差
5	5	京都府	綾部市	121.55	32.33	1.29
5	4	福井県	敦賀市	210.88	21.72	1.21
5	5	兵庫県	芦屋市	221.94	23.06	1.13
5	4	兵庫県	洲本市	125.77	28.15	1.02
4	4	京都府	舞鶴市	149.26	25.96	0.86
4	4	和歌山県	有田市	112.04	26.11	0.85
4	4	大阪府	交野市	116.41	21.42	0.84
4	4	兵庫県	川西市	125.64	25.28	0.83
4	4	和歌山県	海南市	134.41	29.99	0.78
4	4	京都府	城陽市	110.42	24.25	0.74
4	4	兵庫県	宝塚市	152.18	21.96	0.64
4	3	奈良県	五條市	96.58	27.93	0.59
4	4	大阪府	高槻市	137.64	23.20	0.57
4	4	大阪府	河内長野市	114.49	24.57	0.56
4	4	兵庫県	赤穂市	168.96	25.10	0.55
4	4	奈良県	生駒市	138.76	20.74	0.50
4	4	大阪府	箕面市	174.41	20.75	0.49
4	4	大阪府	寝屋川市	116.18	22.41	0.46
4	4	滋賀県	近江八幡市	131.56	21.81	0.46
4	4	京都府	宮津市	134.11	34.29	0.45
4	3	兵庫県	丹波市	110.48	27.70	0.41
4	4	兵庫県	姫路市	169.79	21.48	0.40
4	4	奈良県	橿原市	122.52	21.61	0.40
4	4	大阪府	池田市	156.46	22.01	0.37
4	4	奈良県	香芝市	111.73	17.60	0.35
4	4	大阪府	大阪狭山市	132.00	21.55	0.35
4	4	福井県	越前市	146.93	24.53	0.34
4	3	滋賀県	守山市	153.79	17.07	0.31
4	4	兵庫県	三木市	134.99	25.51	0.30
4	4	和歌山県	和歌山市	156.64	24.89	0.30
4	3	福井県	鯖江市	129.89	22.16	0.27
4	4	兵庫県	相生市	151.30	28.79	0.22
4	4	京都府	亀岡市	109.24	20.81	0.22
4	4	奈良県	大和郡山市	139.42	24.21	0.20
4	4	京都府	宇治市	128.01	21.55	0.20
4	4	兵庫県	明石市	133.25	21.05	0.17
4	3	福井県	大野市	107.91	29.22	0.16
4	3	大阪府	羽曳野市	110.19	23.12	0.12
4	4	兵庫県	加古川市	140.09	20.44	0.12
4	3	兵庫県	南あわじ市	115.72	27.72	0.09
4	3	大阪府	堺市	157.03	22.32	0.06
4	3	大阪府	大東市	135.54	20.74	0.02
3	3	大阪府	枚方市	137.49	20.75	-0.00
3	3	大阪府	富田林市	113.77	22.11	-0.01
3	4	和歌山県	岩出市	99.46	15.97	-0.01
3	3	大阪府	四條畷市	117.30	20.54	-0.03
3	3	京都府	長岡京市	147.89	21.26	-0.05
3	3	京都府	京田辺市	149.70	20.11	-0.06
3	3	京都府	向日市	126.19	21.75	-0.07
3	3	兵庫県	尼崎市	171.26	22.82	-0.07
3	4	大阪府	豊中市	162.56	21.84	-0.09
3	3	大阪府	泉南市	137.91	21.77	-0.09
3	3	奈良県	桜井市	105.76	24.13	-0.11
3	4	大阪府	阪南市	95.87	22.50	-0.15

評価	前年度	都道府県	都市	地方税	高齢 化率	標準 残差
3	4	兵庫県	神戸市	176.69	22.79	-0.17
3	2	奈良県	御所市	108.03	30.57	-0.17
3	3	大阪府	茨木市	161.22	18.99	-0.18
3	4	奈良県	奈良市	141.30	23.56	-0.24
3	3	和歌山県	紀の川市	101.45	25.32	-0.25
3	3	滋賀県	野洲市	152.16	20.09	-0.26
3	3	大阪府	岸和田市	117.09	21.61	-0.27
3	3	和歌山県	新宮市	101.42	30.47	-0.31
3	3	奈良県	葛城市	120.04	21.92	-0.31
3	3	福井県	福井市	166.26	23.77	-0.34
3	3	滋賀県	彦根市	151.29	20.45	-0.37
3	3	大阪府	八尾市	145.62	23.21	-0.39
3	3	兵庫県	加西市	137.35	25.83	-0.45
3	3	京都府	八幡市	126.99	21.71	-0.45
3	2	大阪府	松原市	109.86	24.04	-0.47
3	3	兵庫県	高砂市	176.24	21.22	-0.49
3	3	大阪府	和泉市	117.55	18.24	-0.50
3	3	兵庫県	伊丹市	162.41	19.94	-0.50
3	3	奈良県	天理市	118.19	20.60	-0.50
3	2	兵庫県	淡路市	102.00	31.09	-0.50
3	3	大阪府	門真市	143.94	22.88	-0.51
3	3	滋賀県	甲賀市	149.84	22.04	-0.52
3	3	福井県	小浜市	120.34	27.25	-0.55
3	3	大阪府	柏原市	124.17	21.82	-0.55
3	2	福井県	勝山市	119.10	29.18	-0.56
3	3	滋賀県	草津市	168.89	17.56	-0.57
3	3	大阪府	藤井寺市	118.11	22.82	-0.58
3	2	滋賀県	湖南市	156.51	16.88	-0.59
3	2	和歌山県	橋本市	105.47	23.69	-0.62
3	3	兵庫県	小野市	135.92	22.01	-0.63
3	3	兵庫県	西宮市	173.35	19.25	-0.63
3	3	兵庫県	篠山市	147.59	27.74	-0.64
3	3	滋賀県	大津市	148.74	20.40	-0.66
3	1	大阪府	泉佐野市	191.58	21.18	-0.66
3	2	大阪府	守口市	152.77	24.08	-0.66
3	3	和歌山県	田辺市	100.88	27.32	-0.67
3	3	大阪府	吹田市	180.10	19.86	-0.70
3	3	京都府	福知山市	140.40	25.67	-0.73
3	2	兵庫県	西脇市	118.46	26.84	-0.73
3	3	京都府	木津川市	124.15	18.46	-0.77
3	5	滋賀県	長浜市	151.21	23.74	-0.77
3	3	大阪府	高石市	182.96	22.23	-0.82
3	3	大阪府	東大阪市	153.15	22.71	-0.84
3	3	滋賀県	米原市	145.95	25.02	-0.84
3	3	兵庫県	たつの市	132.30	23.41	-0.85
3	3	京都府	京丹後市	86.06	29.87	-0.95
3	3	福井県	坂井市	129.90	22.24	-1.00
3	2	奈良県	大和高田市	97.69	22.70	-1.00
2	3	京都府	京都市	177.36	23.38	-1.04
2	3	滋賀県	東近江市	150.63	21.15	-1.04
2	2	滋賀県	高島市	109.40	27.09	-1.06
2	2	兵庫県	加東市	177.73	22.06	-1.09
2	3	滋賀県	栗東市	182.03	14.74	-1.14
2	3	大阪府	泉大津市	148.08	19.58	-1.23
2	2	兵庫県	朝来市	142.23	29.45	-1.26
2	3	兵庫県	三田市	151.14	15.85	-1.28

評価	前年度	都道府県	都市	地方税	高齢 化率	標準 残差
2	3	福井県	あわら市	154.37	25.98	-1.31
2	2	兵庫県	豊岡市	114.60	27.44	-1.39
2	1	奈良県	宇陀市	85.21	29.58	-1.53
2	2	大阪府	摂津市	227.11	19.94	-1.54
2	1	兵庫県	宍粟市	109.16	26.84	-1.68
2	1	兵庫県	養父市	92.27	32.09	-1.88
2	3	大阪府	貝塚市	128.26	21.04	-1.89
1	2	大阪府	大阪市	246.67	22.62	-2.29
1	1	京都府	南丹市	133.43	29.87	-2.35
1	1	和歌山県	御坊市	138.90	25.81	-2.45

表8 非裁量の要因を考慮した財政評価(全国上位、2010年度)

地域	都道府県	都市	地方税	高齢 化率	標準 残差	財政 評価	前年度 評価
九州	熊本県	玉名市	88.76	27.53	2.60	6	4
中部	静岡県	熱海市	263.69	38.11	2.21	6	5
中部	岐阜県	各務原市	138.02	21.92	2.13	6	5
中部	静岡県	焼津市	150.96	23.41	2.13	6	5
関東	千葉県	館山市	121.83	30.91	2.11	6	6
九州	鹿児島県	阿久根市	80.52	34.61	2.10	6	6
中部	岐阜県	瑞浪市	124.56	25.70	2.08	6	6
中部	静岡県	伊東市	160.40	32.56	2.07	6	6
関東	千葉県	勝浦市	106.95	33.10	2.06	6	6
中国	岡山県	浅口市	92.60	29.98	1.97	5	5
関東	千葉県	鴨川市	122.64	31.48	1.97	5	6
四国	香川県	東かがわ市	110.37	33.19	1.94	5	6
関東	千葉県	印西市	168.26	16.04	1.89	5	5
中部	新潟県	柏崎市	171.74	27.22	1.86	5	5
関東	千葉県	四街道市	121.53	23.09	1.80	5	5
中部	静岡県	藤枝市	142.26	23.65	1.77	5	5
中部	愛知県	蒲郡市	162.78	24.95	1.70	5	6
中部	静岡県	御殿場市	173.29	19.45	1.69	5	4
九州	佐賀県	みやま市	79.98	29.69	1.62	5	5
関東	千葉県	南房総市	92.99	36.34	1.58	5	5
東北	福島県	福島伊達市	82.24	27.62	1.58	5	5
中部	静岡県	牧之原市	160.51	24.76	1.56	5	4
関東	千葉県	いすみ市	93.52	32.26	1.53	5	5
関東	栃木県	足利市	127.90	25.51	1.48	5	5
関東	千葉県	佐倉市	136.96	22.28	1.47	5	5
中国	山口県	防府市	144.49	25.11	1.45	5	5
中部	岐阜県	多治見市	123.09	22.19	1.44	5	4
中部	岐阜県	恵那市	127.72	28.37	1.43	5	4
関東	埼玉県	蓮田市	128.54	23.37	1.41	5	5
中部	岐阜県	高山市	150.87	26.72	1.40	5	5
関東	埼玉県	幸手市	120.16	23.16	1.40	5	5
中部	静岡県	裾野市	188.32	19.16	1.39	5	6
中部	静岡県	下田市	126.20	32.97	1.39	5	5
九州	大分県	宇佐市	97.26	29.78	1.39	5	5
関東	千葉県	銚子市	118.45	29.13	1.39	5	5
中部	岐阜県	岐阜市	156.26	23.87	1.39	5	5
中部	愛知県	一宮市	120.69	21.71	1.39	5	5
九州	鹿児島県	指宿市	91.55	31.36	1.38	5	5
九州	大分県	豊後大野市	76.55	36.41	1.38	5	5
中部	静岡県	静岡市	174.68	24.58	1.37	5	5
関東	茨城県	石岡市	125.31	24.77	1.34	5	4
九州	大分県	白杵市	99.33	31.67	1.32	5	5

地域	都道府県	都市	地方税	高齢 化率	標準 残差	財政 評価	前年度 評価
中部	山梨県	富士吉田市	116.31	23.15	1.32	5	5
中部	岐阜県	土岐市	117.54	26.69	1.30	5	5
四国	愛媛県	新居浜市	151.86	26.32	1.29	5	5
中部	静岡県	浜松市	156.23	22.82	1.29	5	5
関西	京都府	綾部市	121.55	32.33	1.29	5	5
関東	千葉県	我孫子市	132.47	23.09	1.28	5	5
関東	群馬県	桐生市	114.71	28.42	1.28	5	4
中部	静岡県	伊豆の国市	134.40	25.42	1.27	5	5
中部	富山県	魚津市	149.62	27.39	1.27	5	4
九州	熊本県	荒尾市	88.22	27.78	1.26	5	4
四国	愛媛県	八幡浜市	94.23	32.01	1.26	5	3
東北	岩手県	陸前高田市	70.11	33.48	1.26	5	5
中部	富山県	高岡市	143.64	26.89	1.25	5	4
東北	福島県	相馬市	120.11	24.89	1.25	5	5
中部	愛知県	犬山市	148.97	23.47	1.23	5	5
中部	静岡県	島田市	141.48	25.55	1.22	5	5
関東	埼玉県	狭山市	147.37	22.39	1.22	5	5
中部	静岡県	富士宮市	150.84	22.33	1.21	5	5
九州	福岡県	太宰府市	111.57	21.35	1.21	5	5
関西	福井県	敦賀市	210.88	21.72	1.21	5	4
中部	長野県	長野市	150.70	24.65	1.21	5	5
中部	愛知県	江南市	118.64	22.37	1.20	5	5
九州	鹿児島県	いちき串木野市	109.26	29.43	1.19	5	4
中部	愛知県	豊川市	151.08	21.30	1.18	5	5
関東	千葉県	茂原市	143.19	23.98	1.16	5	4
四国	愛媛県	西条市	142.86	26.33	1.16	5	5
関東	千葉県	香取市	104.99	27.19	1.14	5	4
関東	茨城県	鉾田市	91.37	26.29	1.14	5	5
東北	山形県	村山市	90.33	31.03	1.13	5	5
九州	鹿児島県	始良市	89.36	25.48	1.13	5	-
九州	長崎県	西海市	133.87	31.63	1.13	5	3
関西	兵庫県	芦屋市	221.94	23.06	1.13	5	5
中部	富山県	氷見市	100.80	29.96	1.12	5	4
九州	宮崎県	延岡市	102.05	26.76	1.11	5	4
関東	茨城県	日立市	154.16	25.06	1.11	5	5
北海道	北海道	登別市	101.55	28.27	1.11	5	5
中国	広島県	呉市	131.43	29.28	1.10	5	5
関東	埼玉県	北本市	125.23	21.92	1.10	5	4
関東	千葉県	鎌ヶ谷市	119.77	21.55	1.09	5	4
関東	千葉県	八千代市	140.62	20.38	1.09	5	5
四国	高知県	香美市	85.67	34.46	1.08	5	5
関東	千葉県	木更津市	131.84	22.40	1.07	5	5
中部	静岡県	三島市	150.39	22.90	1.06	5	5
九州	熊本県	宇土市	94.02	24.12	1.05	5	5
中国	岡山県	玉野市	133.21	29.45	1.05	5	4
関東	埼玉県	春日部市	114.93	21.89	1.05	5	4
九州	福岡県	八女市	92.62	28.90	1.05	5	6
中国	広島県	竹原市	139.50	32.11	1.04	5	5
東北	山形県	上山市	104.44	30.66	1.03	5	5
東北	山形県	天童市	123.39	24.04	1.03	5	5
九州	大分県	別府市	116.65	28.44	1.02	5	5
関西	兵庫県	洲本市	125.77	28.15	1.02	5	4
四国	愛媛県	四国中央市	171.14	25.47	1.00	5	4
関東	神奈川県	小田原市	163.15	23.54	1.00	5	5
関東	埼玉県	羽生市	135.18	22.50	1.00	5	5

表9 非裁量の要因を考慮した財政評価(全国下位、2010年度)

地域	都道府県	都市	地方税	高齢 化率	標準 残差	財政 評価	前年度 評価
関東	神奈川県	川崎市	204.09	16.92	-1.01	2	3
関東	千葉県	成田市	242.92	17.54	-1.02	2	2
中部	愛知県	清須市	176.76	20.25	-1.02	2	4
関西	京都府	京都市	177.36	23.38	-1.04	2	3
関西	滋賀県	東近江市	150.63	21.15	-1.04	2	3
中部	石川県	七尾市	150.26	28.84	-1.06	2	2
中国	岡山県	美作市	96.31	34.22	-1.06	2	1
関西	滋賀県	高島市	109.40	27.09	-1.06	2	2
北海道	北海道	北見市	111.07	25.44	-1.07	2	2
東北	福島県	喜多方市	89.14	30.09	-1.08	2	2
関東	東京都	東京府中市	192.76	18.56	-1.08	2	3
関西	兵庫県	加東市	177.73	22.06	-1.09	2	2
中部	岐阜県	郡上市	111.20	30.61	-1.11	2	2
九州	沖縄県	糸満市	78.29	15.54	-1.11	2	4
関東	東京都	立川市	210.14	20.45	-1.11	2	3
関東	埼玉県	和光市	180.75	14.53	-1.12	2	2
関東	東京都	調布市	195.43	19.12	-1.12	2	2
東北	秋田県	大仙市	86.84	30.73	-1.13	2	2
関東	神奈川県	厚木市	194.62	18.42	-1.13	2	2
関西	滋賀県	栗東市	182.03	14.74	-1.14	2	3
中部	長野県	東御市	125.88	24.90	-1.15	2	3
四国	徳島県	美馬市	90.37	30.58	-1.20	2	2
関西	大阪府	泉大津市	148.08	19.58	-1.23	2	3
関西	兵庫県	朝来市	142.23	29.45	-1.26	2	2
関西	兵庫県	三田市	151.14	15.85	-1.28	2	3
関西	福井県	あわら市	154.37	25.98	-1.31	2	3
中国	岡山県	新見市	101.28	35.03	-1.32	2	3
四国	高知県	四万十市	100.44	28.96	-1.33	2	2
中部	愛知県	東海市	250.13	18.61	-1.34	2	3
北海道	北海道	網走市	120.22	23.79	-1.34	2	2
中部	愛知県	高浜市	183.64	17.62	-1.35	2	2
関西	兵庫県	豊岡市	114.60	27.44	-1.39	2	2
中部	石川県	白山市	138.34	20.58	-1.40	2	2
関東	東京都	国立市	194.21	19.48	-1.41	2	2
九州	福岡県	嘉麻市	63.52	29.24	-1.41	2	1
中部	山梨県	中央市	146.55	18.79	-1.43	2	2
北海道	北海道	紋別市	109.50	28.97	-1.43	2	2
九州	熊本県	天草市	82.42	32.39	-1.47	2	2
中部	新潟県	南魚沼市	123.92	26.02	-1.48	2	2
関東	東京都	三鷹市	193.34	19.24	-1.49	2	3
北海道	北海道	美唄市	84.81	33.12	-1.52	2	2
関西	奈良県	宇陀市	85.21	29.58	-1.53	2	1
中部	石川県	能美市	150.36	20.89	-1.54	2	2
関西	大阪府	摂津市	227.11	19.94	-1.54	2	2
関東	東京都	羽村市	181.62	19.78	-1.55	2	2
中国	広島県	三次市	119.17	30.72	-1.56	2	2
中部	新潟県	魚沼市	98.13	28.85	-1.56	2	2
関東	埼玉県	戸田市	215.82	14.28	-1.59	2	2
東北	秋田県	北秋田市	79.97	35.68	-1.67	2	3
関東	千葉県	袖ヶ浦市	220.58	20.06	-1.67	2	1
北海道	北海道	石狩市	128.11	22.93	-1.68	2	2
関西	兵庫県	宍粟市	109.16	26.84	-1.68	2	1
中部	愛知県	碧南市	238.36	20.53	-1.71	2	1
東北	岩手県	八幡平市	101.29	31.20	-1.74	2	3

地域	都道府県	都市	地方税	高齢 化率	標準 残差	財政 評価	前年度 評価
東北	青森県	つがる市	63.21	29.64	-1.82	2	2
九州	長崎県	壱岐市	73.80	31.11	-1.84	2	3
東北	宮城県	大崎市	108.46	23.98	-1.87	2	3
北海道	北海道	稚内市	118.05	24.73	-1.88	2	1
九州	沖縄県	宮古島市	82.88	22.05	-1.88	2	1
関西	兵庫県	養父市	92.27	32.09	-1.88	2	1
関西	大阪府	貝塚市	128.26	21.04	-1.89	2	3
北海道	北海道	深川市	94.07	34.24	-1.93	2	2
中部	愛知県	みよし市	214.20	13.85	-1.95	2	-
中国	島根県	雲南市	92.45	32.03	-1.96	2	2
中国	広島県	庄原市	95.37	37.35	-2.04	1	2
中国	広島県	安芸高田市	108.11	33.63	-2.14	1	1
中国	山口県	美祢市	120.66	32.90	-2.17	1	1
関東	茨城県	神栖市	236.72	16.92	-2.19	1	1
関東	東京都	武蔵野市	268.43	20.15	-2.21	1	2
東北	秋田県	仙北市	88.75	32.73	-2.23	1	2
中国	岡山県	高梁市	106.91	36.15	-2.24	1	1
北海道	北海道	赤平市	76.30	38.35	-2.26	1	4
関西	大阪府	大阪市	246.67	22.62	-2.29	1	2
九州	長崎県	松浦市	150.58	29.22	-2.29	1	3
九州	鹿児島県	奄美市	80.11	25.46	-2.31	1	1
東北	山形県	尾花沢市	87.28	31.60	-2.34	1	2
九州	沖縄県	石垣市	90.64	16.63	-2.35	1	2
関西	京都府	南丹市	133.43	29.87	-2.35	1	1
関西	和歌山県	御坊市	138.90	25.81	-2.45	1	1
北海道	北海道	富良野市	101.89	26.51	-2.54	1	2
北海道	北海道	根室市	100.33	26.54	-2.60	1	1
関東	千葉県	浦安市	242.17	12.12	-2.60	1	1
東北	青森県	むつ市	91.08	24.55	-2.69	1	1
九州	沖縄県	名護市	92.96	16.87	-2.75	1	3
九州	長崎県	五島市	79.33	32.48	-2.97	1	1
北海道	北海道	芦別市	99.83	37.86	-3.55	1	1
九州	長崎県	対馬市	79.52	28.95	-3.63	1	1
東北	岩手県	北上市	133.08	22.34	-3.76	1	3
北海道	北海道	名寄市	103.95	27.14	-3.87	1	1
北海道	北海道	士別市	101.40	32.54	-4.75	1	1
関東	茨城県	高萩市	134.57	25.21	-5.14	1	4
北海道	北海道	三笠市	97.83	42.37	-5.47	1	1
関東	神奈川県	三浦市	135.69	28.66	-6.13	1	3

6 総務省による「健全化判断比率」

総務省は新たに財政健全化を求めるため、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率という4つの指標を定めた。自治体は2007年度からその算出に当たっている。これら指標は、自治体の財政状況を客観的に判断し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものである。これらが一定の水準を超えた自治体には、「財政健全化計画」を定めるなど、是正措置を講じることが求められる。

総務省の指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、収入と支出の差を見たフローの概念である。一方で実質公債費比率と将来負担比率は、債務およびそのコストに基づいて算出されるため、ストックの概念を持つ。前節までに示した指標は、地方債関係のストック部門を切り離れた経常的な収支に基づいているため、フローの概念である。したがって、実質赤字比率・連結実質赤字比率と対応関係にある。

総務省『平成22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)』から全国市町村の実質赤字比率をみると、実質赤字があるのは全国で5都市で、そのうち4都市が関西という結果となった。^{*4}次にストック面から、関西の政令指定都市について将来負担比率をみると、大阪市は220.6%、京都市で235.0%である。これらは市区平均57.1%を大きく上回り、政令市平均176.1%よりも高い値である。一方で基礎的経常収支Ⅰは、大阪市が555位、京都市が642位と比較的下位である(表3)。つまりこれらの都市では大きな負債を抱えており、かつ経常的な収支のバランスも良くないと状態といえる。将来負担比率が高い都市は、基礎的経常収支の黒字分を借入れの返済に充てるなどして、ストック面からみても健全と言えるような財政運営が求められる。

補注：データの標準化と評価段階に関する解説

1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの数値を単純に見ただけでは、その経常的な財政状況を評価することはできない。1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱは絶対的な水準を表しているものであり、全国における相対的な位置付けは示していないからである。

そこで相対的な位置付けを判断するため、1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの数値を以下のように標準化する必要がある。あるデータ x_i ($i = 1, 2, \dots, n$) について、平均を \bar{x} 、

^{*4} 徳島県小松島市(3.29%)、大阪府泉佐野市(2.92%)、奈良県御所市(1.82%)、奈良県大和郡山市(1.43%)、奈良県大和高田市(0.33%)。なお泉佐野市の基礎的経常収支Ⅰは前年度の3から5へと評価が上昇しているが、これは諸収入の増加などの一時的な要因によるとみられる。

標準偏差を s とすると、標準化されたデータ z_i は次式で表される。

$$z_i = \frac{x_i - \bar{x}}{s}, \quad i = 1, 2, \dots, n$$

ここで z_i は平均 0、標準偏差 1 の正規分布、すなわち標準正規分布にしたがう。 z_i を用いると、データが平均から標準偏差の何倍離れているのかを測ることができる。

平均 μ 、標準偏差 σ の正規分布を、図 4 に示している。正規分布においては、標準偏差は平均値から分布の変曲点までの距離となる。 $\mu \pm \sigma$ の範囲内には、全データの約 70 % が存在する。 $\mu \pm 2\sigma$ の範囲内には、全データの約 95 % が存在する。つまりこの範囲の外には全データの約 5 % しか存在しないことになる。したがってデータの特殊性を判断する場合、 $\mu \pm 2\sigma$ の範囲内に存在しているかを確認することが一般的である。標準正規分布では $\mu = 0$ 、 $\sigma = 1$ であるため、標準化した値が -2 から 2 の範囲の外にあれば、そのデータは特殊であると判断される。

1 人当たり基礎的経常収支 I・II の場合であれば、特殊なデータとは、経常的な財政運営状況が、相対的に非常に良いか、非常に悪いということを示している。ここではこれらを標準化した値によって、財政運営状況を 6 段階で評価する。標準化された値を z とすると、財政評価は以下のようなになる。

$$\begin{aligned} z \leq -2 &\Rightarrow \text{財政評価 1} \\ -2 < z \leq 1 &\Rightarrow \text{財政評価 2} \\ 1 < z \leq 0 &\Rightarrow \text{財政評価 3} \\ 0 < z \leq 1 &\Rightarrow \text{財政評価 4} \\ 1 < z \leq 2 &\Rightarrow \text{財政評価 5} \\ 2 < z &\Rightarrow \text{財政評価 6} \end{aligned}$$

<分析>

林 宏昭 関西大学経済学部教授
後藤 達也 大阪産業大学経済学部准教授
北村 亘 大阪大学大学院法学研究科准教授
岡野 光洋 アジア太平洋研究所研究員

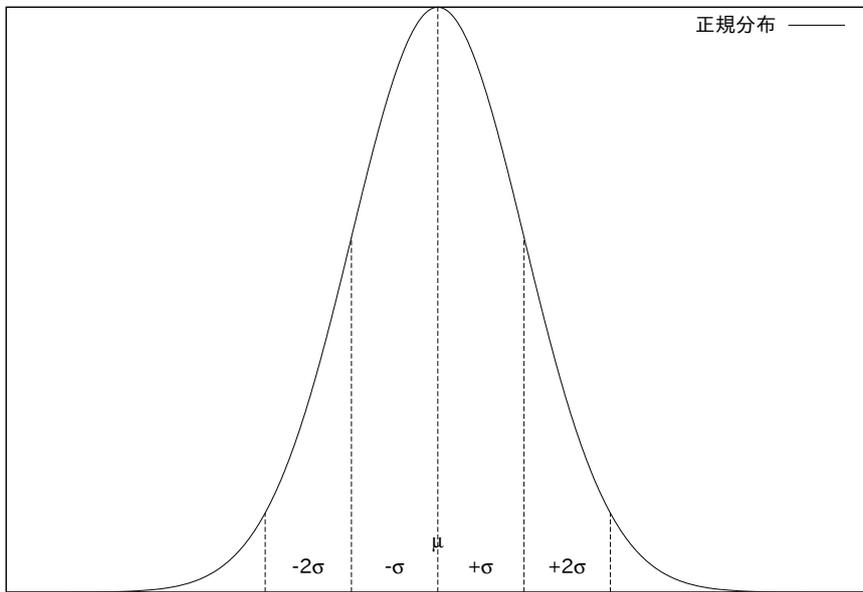


図4 データの特殊性に関する評価基準